

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
「番号法第19条第8号に基づく主務省令」…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年／デジタル庁／総務省令第9号）

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和7年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 1 申請書や届出書の記載事項の確認 2 被保険者の資格記録の管理 3 保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 4 保険料賦課における特別徴収対象者の確認 5 保険給付の受給者及び給付実績の管理 6 保険料の徴収及びそれに伴う給付制限 7 介護予防・日常生活支援総合事業関係事務(長寿はつらつ課所管の地域支援事業関係事務を除く) 8 保険者事務共同処理業務 ①給付費審査支払業務 ②高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。 ※ 当市では、保険者事務共同処理業務について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)を提供する。 9 その他介護保険に関する事務を行うにあたり必要な情報の確認
③システムの名称	1 介護保険事務処理システム 2 伝送通信ソフト ※ 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。 なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用する。 3 中間サーバー 4 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー) 5 マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)
2. 特定個人情報ファイル名	
1 介護保険情報ファイル 2 伝送通信ファイル ①受給者情報異動連絡票データ ②受給者情報訂正連絡票データ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、81、83、86、87、108、128、115、116、125、144、158、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第131、132の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第133、134条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部庶務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部介護保険課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2245
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を扱うすべての職員が特定個人情報保護研修を受講し、適正な取扱い方法を学んだうえで業務を行っている。 また、マイナンバーが記載された申請書の写しをとる際はマスキングを徹底するなど対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を扱うすべての職員が特定個人情報保護研修を受講し、適正な取扱い方法を学んだうえで業務を行っている。 また、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	7 その他介護保険に関する事務を行うにあたり必要な情報の確認	7 介護予防・日常生活支援総合事業関係事務（長寿はつらつ課所管の地域支援事業関係事務を除く） 8 保険者事務共同処理業務 ①給付費審査支払業務 ②高額医療合算介護（予防）サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。 ※ 当市では、保険者事務共同処理業務について、国民健康保険団体連合会（国保連合会）に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された受給者異動連絡票（訂正時には訂正連絡票）を提供している。 9 その他介護保険に関する事務を行うにあたり必要な情報の確認	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	2 中間サーバー 3 統合宛名システム（団体内統合利用番号連携サーバー）	2 伝送通信ソフト ※ 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者（市区町村）と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。 なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。 3 中間サーバー 4 統合宛名システム（団体内統合利用番号連携サーバー）	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	介護保険情報ファイル	1 介護保険情報ファイル 2 伝送通信ファイル ①受給者情報異動連絡票データ ②受給者情報訂正連絡票データ ※伝送通信ソフトにおいて、データに対する暗号化を行い、国保連合会に送信する。	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法別表第2第1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、94、95、117の項	（情報提供の根拠） 番号法別表第2第1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、106、109、117、120の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年4月11日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法別表第2第1、2、3、4、5、6、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、106、109、117、120の項	（情報提供の根拠） 番号法別表第2第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	栗林 洋子	五百川 正敏	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成29年11月21日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
平成30年7月2日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 番号法別表第2第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、106、108、109、117、120の項	（情報提供の根拠） 番号法別表第2第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、106、108、109、119の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	五百川 正敏	課長	事後	重要な変更にあたらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和1年6月21日	Ⅳ リスク対策		新様式への変更に伴うリスク対策の記載	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年2月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、106、108、109、119の項	(情報提供の根拠) 番号法別表第2第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、97、106、108、109、117、120の項	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和2年2月1日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和3年6月7日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和4年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年3月30日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 介護保険事務処理システム 2 伝送通信ソフト ※ 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。 なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用する。 3 中間サーバー 4 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)	1 介護保険事務処理システム 2 伝送通信ソフト ※ 伝送通信ソフトは、国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。 なお、保険者と国保連合会との通信環境は専用回線を使用する。 3 中間サーバー 4 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー) 5 マイナポータルびったりサービス(サービス検索・電子申請機能)	事前	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和5年6月8日	特記事項	「条例」……………長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)	「条例」……………長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年6月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和6年6月13日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	表紙 特記事項	「番号法」……………行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「主務省令①」……………行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第5号) 「主務省令②」……………行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年／内閣府／総務省令第7号) 「条例」……………長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	「番号法」……………行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」……………行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年／デジタル庁／総務省令第9号)	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	Ⅰ 関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	番号法別表第1第68の項 主務省令①第50条	番号法別表第100の項	事後	重要な変更にあたらない項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、97、106、108、109、117、120の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2第93、94の項 主務省令②第46、47条	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、5、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、81、83、86、87、108、128、115、116、125、144、158、161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条第131、132の項 番号法第19条第8号に基づく主務省令第133、134条	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か		十分である	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠		特定個人情報を扱うすべての職員が特定個人情報保護研修を受講し、適正な取扱い方法を学んだうえで業務を行っている。 また、マイナンバーが記載された申請書の写しをとる際はマスキングを徹底するなど対策を講じている。	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事後	重要な変更にあたらない項目
令和7年6月30日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		特定個人情報を扱うすべての職員が特定個人情報保護研修を受講し、適正な取扱い方法を学んだうえで業務を行っている。 また、特定個人情報を含む書類は施錠できる書棚等に保管することを徹底している。	事後	重要な変更にあたらない項目